

# 平成30年7月から

# 「視覚障害」に関する

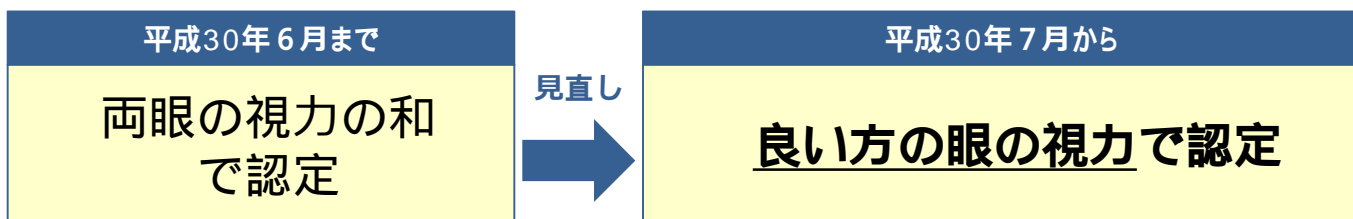
# 身体障害者手帳の認定基準が変わります

ご注意ください

視覚障害の認定基準に関して、日本眼科医会、日本眼科学会等より、見直すべき点があるとの指摘がありました。

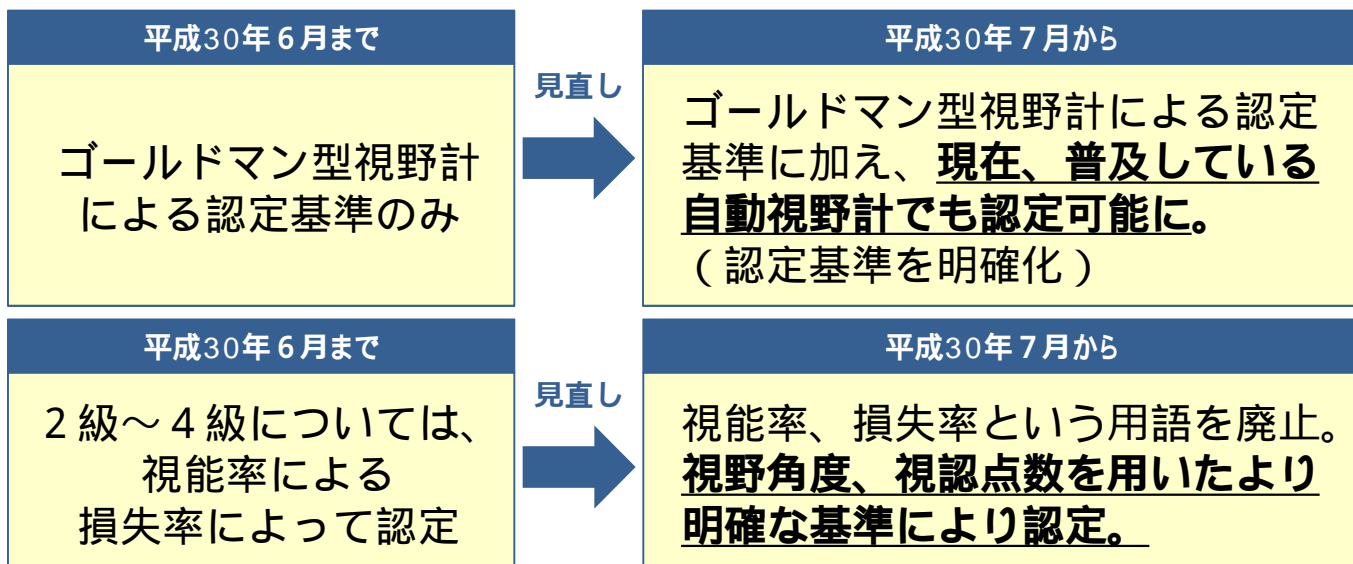
その指摘を受けて医学的見地から検討を行い、平成30年7月から身体障害者手帳の認定基準を、下記の通り見直すこととなりましたので、ご留意ください。

## 「視力障害」の認定基準について



日常生活は両眼開放で行っている等の理由によって、上記のように判定方法を変更しました。

## 「視野障害」の認定基準について



平成30年7月1日以降に作成された診断書・意見書を添付した申請から新たな認定基準の対象になります。

裏面に認定基準の一覧を掲載していますので、ご参照ください。

**視覚障害の  
具体的な  
認定基準**

【現行】

他方の 眼の 視力	0.1																	0.2 5																							
	0.09																		0.18 5	0.19 5																					
	0.08																		0.16 5	0.17 5	0.18 5																				
	0.07																	0.14 5	0.15 5	0.16 5	0.17 5																				
	0.06																0.12 4	0.13 5	0.14 5	0.15 5	0.16 5																				
	0.05															0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.13 4	0.14 5	0.15 5																				
	0.04															0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.13 5	0.14 5																			
	0.03															0.06 3	0.07 3	0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.13 5																		
	0.02															0.04 2	0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08 4	0.09 4	0.1 4	0.11 4	0.12 4	0.22 6	0.32 6	0.42 6	0.52 6	0.62 6												
	0.01															0.02 2	0.03 2	0.04 2	0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.11 4	0.21 6	0.31 6	0.41 6	0.51 6	0.61 6											
	0															0 1	0.01 1	0.02 2	0.03 2	0.04 2	0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08 3	0.09 4	0.1 4	0.11 4	0.21 6	0.31 6	0.41 6	0.51 6	0.61 6									
		0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6																								

良い方の眼の視力

見直し

上段  
下段

視力の和
等級

【平成30年7月～】

他方の 眼の 視力	0.1																			4																				
	0.09																				4	4																		
	0.08																				4	4	4																	
	0.07																				3	4	4	4																
	0.06																				3	3	4	4	4															
	0.05																				3	3	3	4	4	4														
	0.04																				3	3	3	3	4	4	4													
	0.03																				2	3	3	3	3	4	4	4												
	0.02																				2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6	6					
	0.01																				1	2	2	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6	6					
	0～ 手動弁																				1	1	2	2	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6	6					
		0～ 手動弁	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6																							

良い方の眼の視力

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	/4 視標	/2 視標	両眼開放エスターマン テスト視認点数	10-2プログラム 両眼中心視野視認点数
2 級	周辺視野角度 の総和が 左右眼それぞれ 80度以下	両眼中心視野角度 28度以下	70点以下	20点以下
3 級		両眼中心視野角度 56度以下		40点以下
4 級		<del>両眼中心視野角度 56度以下</del>		<del>両眼中心視野角度 56度以下</del>
5 級	両眼による視野が 2分の1以上欠損	両眼中心視野角度 56度以下	100点以下	40点以下
		<del>両眼中心視野角度 56度以下</del>	<del>両眼中心視野角度 56度以下</del>	<del>両眼中心視野角度 56度以下</del>

ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】  
相模原市 福祉部 障害者更生相談所  
電話 042-769-9807

身体障害者診断書・意見書

総括表

（ 視 覚 障 害 用 ）

氏 名	明治・大正 昭和・平成	年 月 日生（ ）歳	男・女
住 所			
障害名 (部位も明記)			
原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他( )	
疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所			
参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含みます。）			
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日			
総合所見			
【将来再認定 要（軽減化・重度化）・不要】（再認定時期 年 月）			
その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断します。併せて以下の意見を付します。 平成 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 15条指定医師氏名 印			
身体障害者福祉法第15条第3項の意見【障害程度等級についても参考意見を記入】 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する（ 級相当） ・該当しない			
備考 1 「障害名」欄には、病名ではなく現在起こっている障害、例えば視力障害、視野障害等を記入してください。 2 「原因となった疾病・外傷名」欄には、緑内障、網膜色素変性症等原因となった基礎疾患名を記入してください。 3 障害区分や等級決定のため、相模原市社会福祉審議会からお問い合わせする場合があります。			

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力			
右眼		×	D	∩ cyl	D Ax °
左眼		×	D	∩ cyl	D Ax °

備考 光覚弁、明暗弁は0～手動弁として、指数弁は0.01として取り扱う

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 ( / 4 )

両眼の視野が中心10度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 ( 80)
左										度 ( 80)
両眼による視野が2分の1以上欠損 (はい・いいえ)										

(2) 中心視野の評価 ( 1 / 2 )

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度
左										度

両眼中心視野 ( と のうち大きい方 ) ( と のうち小さい方 )  
 角度 ( 1 / 2 ) (  × 3 +  ) / 4 =  度

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価  点  
 両側開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数

(2) 中心視野の評価 (10-2プログラム)

右  点 ( 26dB)  
 左  点 ( 26dB)

両眼中心視野 ( と のうち大きい方 ) ( と のうち小さい方 )  
 視認点数 (  × 3 +  ) / 4 =  点

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視野図のコピーを貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが / 4の視標によるものか、 / 2の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。